○愛西市排水設備指定工事店規則

(趣旨)

第1条 この規則は、愛西市下水道条例(平成21年愛西市条例第6号。以下「下水道条例」という。)第6条第2項の規定に基づき、愛西市排水設備指定工事店に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

- 第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定 めるところによる。
 - (1) 「排水設備工事」とは、下水道法(昭和33年法律第79号)第 10条第1項に規定する排水設備及び愛西市農業集落排水処理施設等の 設置及び管理に関する条例(平成17年愛西市条例第123号。以下「農 集条例」という。)第2条第3号に規定する排水設備の工事(新設、増 設、改築、修繕及び撤去を含む。)をいう。
 - (2) 「指定工事店」とは、下水道条例第6条第1項の規定に基づき、 排水設備工事の施工ができるものとして、市長が指定した工事業者をい う。
 - (3) 「責任技術者」とは、愛知県下水道協会(以下「協会」という。) が実施する排水設備工事責任技術者の資格認定のための試験(以下「試験」という。)に合格し、協会に登録され排水設備工事責任技術者証(以下「責任技術者証」という。)の交付を受けたものをいう。

(指定工事店の指定要件)

- 第3条 市長は、次条に規定する申請をした者が次の各号のいずれにも適合 していると認めるときは、その者を排水設備工事店として指定するものと する。ただし、市長が特に必要と認めた場合は、この限りでない。
 - (1) 責任技術者の登録をした者が1人以上専属していること。

- (2) 排水設備工事の施行に必要な設備及び器材を有していること。
- (3) 愛知県、岐阜県及び三重県に排水設備工事の事業を行う事業所(以下「事業所」という。)を有する者であること。
- (4) 次のいずれにも該当しない者であること。
- ア 工事業者(法人にあっては代表者)が破産手続開始の決定を受けた 者であって復権していないとき。
- イ 工事業者(法人にあっては代表者)が禁錮以上の刑に処せられ、そ の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から2年を経 過していないとき。
- ウ 工事業者(法人にあっては代表者)が責任技術者としての登録を取り消されてから2年を経過していないとき。
- エ 指定工事店が、第11条第2項の規定により指定を取り消されてから2年を経過していないとき。
- オ 工事業者(法人にあっては代表者)がその業務に関し不正又は不誠 実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由があるとき。
- カ 工事業者(法人にあっては代表者)が精神の機能の障害により排水 設備工事の事業を適正に営むに当って必要な認知、判断及び意思疎通 を適切に行うことができないとき。
- キ 法人であって、その役員のうちにアからカまでのいずれかに該当す る者があるとき。

(指定工事店の申請)

- 第4条 指定工事店としての指定を受けようとする者は、愛西市排水設備指 定工事店指定申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出 しなければならない。
 - (1) 個人にあっては、住民票の写し
 - (2) 法人にあっては、商業登記簿謄本及び定款の写し

- (3) 事業所の付近見取図(様式第1-1号)及び写真
- (4) 責任技術者名簿(様式第2号)
- (5) 専属責任技術者の責任技術者証の写し
- (6) 機械器具調書(様式第3号)
- (7) 前条第4号のいずれにも該当しない者であることを誓約する誓約書(様式第4号)
- (8) その他市長が必要と認める書類

(指定工事店の指定)

第5条 市長は、前条の申請書が提出されたときは、指定工事店としての適 否を速やかに審査し、適格であると認めたときはこれを指定工事店として 指定するものとする。

(指定工事店証の交付等)

- 第6条 市長は、指定工事店としての指定を行った工事業者に対し、愛西市 排水設備指定工事店指定証(様式第5号)(以下「指定工事店証」という。) を交付する。
- 2 指定工事店は、指定工事店証を店舗内の見やすい場所に掲げなければならない。
- 3 指定工事店は、指定工事店証を毀損し、又は紛失したときは、直ちに愛 西市排水設備指定工事店指定証等再交付申請書(様式第6号)を市長に提 出し、再交付を受けなければならない。
- 4 指定工事店は、第11条第1項及び第2項の規定により指定を取り消されたときは、遅滞なく市長に指定工事店証を返納しなければならない。
- 5 指定工事店は、第11条第2項の規定により指定の効力を一時停止され たときは、その期間指定工事店証を市長に一時返納しなければならない。

(指定工事店の責務及び遵守事項)

第7条 指定工事店は、条例、規則その他市長が定めるところに従い、誠実

に排水設備工事を施行しなければならない。

- 2 指定工事店は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。
 - (1) 排水設備工事施行の申込みを受けたときは、正当な理由がない限りこれを拒んではならない。
 - (2) 排水設備工事は、適正な価格で、誠実かつ迅速に施行し、工事契 約に際しては、工事金額、工事期間その他の必要事項を明確に示さなけ ればならない。
 - (3) 排水設備工事の全部又は大部分を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。
 - (4) 指定工事店としての自己の名義を他の業者に貸与してはならない。
 - (5) 排水設備工事は、下水道条例第4条第1項若しくは第2項に規定する排水設備工事の計画に係る市長の確認を受けたもの又は農集条例第9条第1項の規定により排水設備工事の計画に係る市長の承認を受けたものでなければ着手してはならない。
 - (6) 排水設備工事の確認を受けた日から1月以内に当該工事に着手しなければならない。
 - (7) 排水設備工事は、責任技術者の監理の下においてでなければ設計 及び施行してはならない。
 - (8) 排水設備工事が完了したときは、当該工事を担当した責任技術者立会いの上、市が実施する完了検査を受けなければならない。ただし、完了検査に立ち会う必要がないと市長が認める場合は、この限りでない。
 - (9) 前号の検査の結果、工事が不完全と認められたときは改修しなければならない。
 - (10) 指定工事店は、従業員の工事上の行為について責任を負わなければならない。
 - (11) 排水設備工事完了後2年以内に生じた故障等について、天災地

変又は使用者の責に帰すべき理由によるものでない限り、無償で補修しなければならない。

- (12) 指定工事店は、災害等緊急時における排水設備の復旧等に関し、 市長から緊急の要請を受けたときは、これに協力しなければならない。 (指定の有効期間)
- 第8条 指定の有効期間は、指定工事店としての指定を受けた日から5年経 過後の最初に到達する3月31日までとする。

(指定の更新)

- 第9条 指定工事店が、指定の有効期間満了に際し、引き続き指定工事店と して指定を受けようとするときは、指定の有効期間満了の日前30日以内 に第4条に規定する申請書を市長に提出しなければならない。
- 2 第5条及び第6条の規定は、前項の指定工事店の指定の更新について準 用する。

(指定の辞退及び変更の届出義務)

- 第10条 指定工事店は、第3条の指定要件を欠くに至ったとき、指定工事店としての営業を廃止しようとするとき又は排水設備工事の事業を休止若しくは再開しようとするときは、直ちに愛西市排水設備指定工事店廃止・休止・再開(様式第7号)に次に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。
 - (1) 指定工事店証
 - (2) 専属責任技術者の責任技術者証の写し(ただし、愛西市長が交付した責任技術者証を持っている場合は、その原本)
- 2 指定工事店は、次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、直ちに 愛西市排水設備指定工事店変更届(様式第8号)を市長に提出しなければ ならない。
 - (1) 組織を変更したとき。

- (2) 代表者に異動があったとき。
- (3) 商号を変更したとき。
- (4) 事業所を移転したとき。
- (5) 専属する責任技術者に異動があったとき。
- (6) 事業所の住居表示及び電話番号に変更があったとき。

(指定の取消し又は一時停止)

- 第11条 市長は、指定工事店から前条第1項の届出を受けたときは、指定 工事店の指定を取り消さなければならない。
- 2 市長は、指定工事店が次の各号のいずれかに該当するに至ったときは、 指定工事店の指定を取り消し、又は1年を超えない範囲内において指定の 効力を停止することができる。
 - (1) 下水道条例、農集条例又はこの規則等に違反したとき。
 - (2) 業務に関し、不誠実な行為があるなど、市長が指定工事店として 不適当と認めたとき。
- 3 前項の規定による指定の取消し等によって生ずる指定工事店が受ける損害については、市はその責めを負わない。

(責任技術者の責務)

- 第12条 責任技術者は、下水道に関する法令、条例、規則その他市長が定めるところに従い、排水設備工事の設計及び施工(監理を含む。)に当たらなければならない。
- 2 責任技術者は、当該工事が竣工した際に市が実施する完了検査に立ち会 わなければならない。ただし、完了検査に立ち会う必要がないと市長が認 める場合は、この限りでない。

(責任技術者証)

第13条 責任技術者は、排水設備工事の業務に従事するときは、常に愛西 市排水設備責任技術者登録証(様式第9号)を携帯し、関係者から請求が あったときは、これを提示しなければならない。

(協会への報告)

- 第14条 市長は、責任技術者が次の各号のいずれかに該当するときは、協 会に対しその事実を報告するものとする。
 - (1) 協会の定める責任技術者の欠格条項に該当することが判明したとき。
 - (2) 第12条の規定に違反したとき。
 - (3) 排水設備工事上の行為について不正があったと認められるとき。 (公告)
- 第15条 市長は、指定工事店の指定をしたとき又は指定を取り消し、若しくは停止したときは、当該指定工事店の名称、営業所の所在地、代表者の 氏名その他の必要な事項を公告しなければならない。公告した事項に変更 のあるときも、同様とする。
- 2 市長は、協会が試験又は講習を実施しようとするときは、あらかじめ試験又は講習の日時等を公告しなければならない。

(使用材料)

第16条 排水設備工事に使用する材料は、市長が承認したものでなければならない。

(帳簿)

第17条 指定工事店は、業務に関する帳簿を備え、排水設備工事の施行状 況その他の必要な事項を記載しておかなければならない。

(業務の調査)

第18条 市長は、指定工事店の業務の適正な運営を確保するため必要があると認めるときは、当該指定工事店に対し業務状況について調査し、又は必要な資料の提出を求めることができる。

(技術講習会)

- 第19条 市長は、排水設備工事の適正な施工等を確保するため、必要と認めるときは、指定工事店を招集し、技術講習会を開催することができる。 (補則)
- 第20条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は市長が定める。 附 則
 - この規則は、平成21年4月1日から施行する。附 則(平成23年5月16日規則第19号)
 - この規則は、平成23年7月1日から施行する。附 則(平成24年7月6日規則第27号)
 - この規則は、平成24年7月9日から施行する。 附 則(令和2年3月3日規則第4号)抄 (施行期日)
- 1 この規則は、令和2年4月1日から施行する。ただし、第3条の改正規 定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現に改正前の愛西市排水設備指定工事店規則(以下「旧規則」という。)第2条第3号の規定により登録されている責任技術者(以下「旧責任技術者」という。)又は施行日前に愛知県内の他の地方公共団体において登録されている責任技術者は、当該登録の有効期間が満了するまでの間は、改正後の愛西市排水設備指定工事店規則(以下「新規則」という。)第2条第3号の責任技術者とみなす。
- 3 この規則の施行の際現に旧規則第16条第1項により交付された責任技 術者証又は施行日前に愛知県内の他の地方公共団体において交付された責 任技術者証は、新規則第2条第3号の責任技術者証とみなす。
- 4 第2項の規定の適用を受ける旧責任技術者が、旧規則第16条第3項に 該当するときの取扱いについては、なお従前の例による。

- 5 第2項の規定の適用を受ける旧責任技術者が、旧規則第16条第4項に 定める責任技術者証を毀損し、又は紛失したときの取扱いについては、な お従前の例による。
- 6 第2項の規定の適用を受ける旧責任技術者が、前項に該当した場合の手 数料については、条例第34条第1項第5号に定める額とする。

附 則(令和3年3月31日規則第13号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

附 則(令和6年4月1日規則第16号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和6年6月28日規則第22号)

(施行期日)

1 この規則は、令和6年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行日前に愛西市農業集落排水処理施設等の設置及び管理に 関する条例(平成17年愛西市条例第123号)第9条第1項の規定によ る排水設備工事の計画の申請がされている排水設備工事ついては、なお従 前の例による。